

有料・無料職業紹介事業者及び 無料船員職業紹介事業者の方へ

有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者は、雇用関係助成金の取扱いを希望する場合、一定の条件に従って適正な取扱いをすることについて同意する旨の同意書を主たる事務所（本店等）の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することにより、その取扱いを行うことができます。

雇用関係助成金を取り扱うことができる職業紹介事業者とは

雇用関係助成金（「雇用関係給付金」ともいいます。）を取り扱うことができる職業紹介事業者は、職業安定法第4条第7項の職業紹介事業者（有料職業紹介事業者〔許可〕、無料職業紹介事業者〔許可・届出〕）又は船員職業安定法第6条第4項の無料船員職業紹介事業者（無料船員職業紹介事業者〔許可・届出〕）であって、厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意し、事前にその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に、同意する旨の同意書の提出を行った事業者です。

取り扱うことができる雇用関係助成金は

同意手続きによって職業紹介事業者が取り扱うことができる雇用関係助成金は以下のとおりです。

このうち「雇用給付金」は、就職困難な労働者を雇い入れる事業主に対して支給される各種助成金の総称です。この助成金を取り扱う職業紹介事業者は、その紹介によって労働者を雇い入れて当該助成金を受給しようとする事業主に対して、当該助成金受給の必要書類である職業紹介証明書を発行できることとなります。

また、「再就職給付金」は、事業主が離職する労働者のために行う再就職支援を、職業紹介事業者に委託した場合にその費用の一部を助成するものであり、現在のところ1種類だけです。この助成金を取り扱う職業紹介事業者は、当該助成金を活用して労働者の再就職支援をしようとする事業主から当該再就職支援の実施委託を受けることができますこととなります。

（注：支給機関は、A-7は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、それ以外は国（都道府県労働局）です。）

A 雇用給付金

- 1 特定就職困難者雇用開発助成金
- 2 高齢者雇用開発特別奨励金
- 3 被災者雇用開発助成金
- （廃止 4 精神障害者等雇用安定奨励金（精神障害者雇用安定奨励金））
- （廃止 5 精神障害者等雇用安定奨励金（重度知的・精神障害者職場支援奨励金））
- 6 地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）
- （廃止 7 高齢者雇用安定助成金（高齢者労働移動支援コース））
- 8 トライアル雇用奨励金
- 9 障害者トライアル雇用奨励金
- 10 障害者初回雇用奨励金
- 11 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
- 12 障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金）（平成27年4月10日 新設）

B 再就職給付金

- 1 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）

厚生労働省職業安定局長が定める項目

雇用関係助成金を取扱う職業紹介事業者に同意いただく「厚生労働省職業安定局長が定める項目」は以下のとおりです。

- (1) 雇用給付金の取扱いを希望する場合の項目
 - イ 事業主及び求職者に対して取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
 - ロ 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手續に従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。
- (2) 再就職給付金の取扱いを希望する場合の項目

- イ 事業主に対して再就職給付金制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
- ロ 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職を実現したときは、速やかに、委託者たる事業主に対して、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行うこと。

(3) 共通項目

- イ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
- ロ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。
- ハ 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を別添の同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
- ニ 雇用関係助成金の支給に関し自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、都道府県労働局長の指示に従い標識を返還すること。
- ホ ニにより標識を返還した場合には、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が認めるまでの間、再び同意書の提出は行わないこと。
- ヘ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
- ト 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。

雇用関係助成金に係る取扱いを行うための手続きは

雇用関係助成金の取扱いを行うための手続きは以下のとおりです。

① 同意書の提出

厚生労働省職業安定局長が定める項目について同意した上で、雇用関係助成金に係る取扱いを希望する職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者は、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」をその主たる事務所（本店等）の最寄りの都道府県労働局長あて提出してください。

また、複数の事業所で雇用関係助成金に係る取扱いを希望する場合は、その事業所分を取りまとめて一つの同意書として提出してください。

なお、職業安定法第33条の2の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者又は船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う者（学校等）は最寄りの公共職業安定所に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出してください。

② 同意書受理通知書及び標識の交付

「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」及び「雇用関係助成金に関する取扱いを行う者である旨を示す標識」が都道府県労働局長から交付されます。また、学校等に対しては、公共職業安定所を通じて交付されます。

なお、雇用給付金に係る標識は緑色の標識、また再就職給付金に係る標識はオレンジ色の標識が交付されます。

③ 標識の掲示

上記②の標識を雇用関係助成金に係る取扱いを行う各事業所の見やすい場所に掲示してください。

④ 有効期間

厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業を行う者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間です。また、厚生労働大臣に届出を行って職業紹介事業を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて又は国土交通大臣に届出を行って無料の船員職業紹介事業を行う者は有効期間を定めません。

(注意)

雇用関係助成金の支給に関し、自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しない場合には、上記④の有効期間内であっても、同意書受理通知書及び標識を返還していただくこととなります。

様式、添付書類等詳しくは、岐阜労働局 職業対策課 助成金センターへ
お問い合わせください。 TEL : 058-263-5650